

年九月（同二十六年七月、鑄金科第一年のときの筆記）によって、元禄、享保のころ、職工の間に秘伝として伝わっていた図案法（差渡しの規矩、高さの規矩、真の模様規矩、行草模様規矩、模様大小の規矩、大極集合法、建物および器物の真行草、三具足の法等々）を解説し、併せてものを作るときの心構えを説くものであったことがわかる。

### 「理科及び数学」講義

「理科及び数学」という科目は岡倉自筆カリキュラム原案（66頁参照）には無く、本校規則制定の段階で加えられた。当初は第一、二年を通じて週四時課すことになっており（「理科二時、数学二時」と考えられる）、割合い時間数が多かったが、明治二十五年の規則改正後は予備の課程（一年間）で「理科」のみを週二時課すことになり、同二十九年に至ってこれも廃止された。ただし、入試科目中の「算術」ないし「数学」は削除されなかった。授業担当者は千本福隆（数学）、磯野徳三郎（理化学）、上原六四郎（理科、数学）、吉田彦六郎（理科）、足立震太郎（同）らであった（担当期間については巻末の職員任免表参照）。

初期の「理科」授業については断片的な資料が残っている。その一つは前出小島光真の「明治二十二年二月備忘録」で、<sup>〔職型〕</sup>糖、暑中美味飲料、菊海苔、色料（青、緑、藍、黄、赤黄）、インキ、顔料用金泥の製法が記されている。もう一つは前出菅紀一郎の「美術学校講義筆記雑草稿」で、こちらには講義項目を書き出したと思われる部分と各項目の解説を筆記した部分（断片）が含まれている。その項

目は次のとおりである。

眼ニ慣レタル変化、物理的及ヒ化学的变化ノ関係、摘要、化学的化合物通常ノ混化、混合物及ヒ化合物ノ差異、化合物及ヒ元素、元素及化合物ノ例、化学的作用、化学的作用ノ原因、化学的作用ノ緊要、空気ハ化学的作用ヲ起ス、空气中ノ燃焼、燃焼ノ規則、酸素ノ製法、酸素ノ物理的性質、酸素ノ化学的作用、動物体ニ於ケル酸素ノ作用、空气中ノ燃焼、元素ハ互ニ一定ノ重量ヲ以テ化合ス、窒素ノ存在、窒素ノ性質、水ノ存在、動物体ノ水、結晶水、風化スル物体及潮解、水素ノ物理的性質、物体ノ化合物水素ヲ基本トス、天然水、飲料水、水ノ性質、窒素ヲ含有スル、物理化学、他種ノ変化、塩素ノ存在、塩素ト酸素・水素ノ化合物、純粹硝酸水素、アンモニヤノ製法

右項目の解説の筆記の中には小島光真のノートの場合と同様に、群青、藍、クロム黄、食塩、緑青、朱、洋紅、岱赫、黄土、唐土、胡粉、雲母等、顔料の製法が記されており、美術と関係のある講義が行われたことがわかる。

これらの資料から、講義の担当者が磯野、上原のどちらであったかを判定することはできない。上原の講義については小島光真と同期の板谷波山が回顧談（146頁参照）の中で、

「教へて居る本が振つて居る、洋行の時明治四年に買った〔上原が当時洋行した形跡はない。——編者註〕ロスコーの化学の原書

であつた様で、眞黒な表紙の小さな本でそれを参考に化学を教へて居つた」

といつている。ロスコはイギリスの化学者 H. E. ROSCOE (1833~1915) である。この上原は開成学校出身で、陸軍省・陸軍士官学校勤務のち文部省専門学務局に入り、岡倉賞三と入れ違いに音楽取調掛兼務(明治十五年五月~同十六年七月)となり、明治十七年、図画調査会設置の折りには委員となつて岡倉らに協力的姿勢を示した。本校にははじめ囑託として採用され(本務は東京商業学校教諭)、明治二十三年十月には東京工業学校教授兼本校教授となつている。非常に多才な人であつたらしく、化学の方面では西南戦争の折りに陸軍士官学校の命を受けて軽気球を作り、教育の分野では手工教育の開祖と称され、音楽においては尺八は名人級の腕を持ち、日本音階の研究に造詣が深く、東京音楽学校で音響学を教へている。また、彼が陸軍士官学校時代に描いたと思われる数十枚の絵(洋風画手本模写等)が残つているところを見ると、早くから美術にも関心があつたことが想像される。

前出小島光真の「明治二十二年二月 備忘録」には「数学」講義のメモも含まれている。时期的にみて最初の数学教師千本福隆の講義のメモと思われる。代数と幾何の基礎を教へたらしい。千本は本校の囑託教師となる前は岡倉と同じく文部省御用掛として学務一局の浜尾新局長のもとにいた。浜尾の欧米学事視察に随行し、ヨーロッパでは岡倉と行動を共にしたこともある。本校に起用された当時

の本務は高等師範学校教諭で、明治二十二年七月に同校附属となつた東京教育博物館の主任を兼務した。

「幾何画法」・「透視画法」・「用器画法」・「遠近法」講義

「幾何画法」及び「透視画法」は「理科及び数学」と同様、岡倉のカリキュラム原案には無く、本校規則制定(明治二十二年)の段階で追加された科目で、「幾何画法」は普通科第二年で、「透視画法」は同三年で週二時ずつ課すことになつていた。明治二十三年の規則改正で、これらは「用器画法」(幾何畫法、投影法、透視畫法ヲ教ユ)という名称に統一され、普通科第一、二年を通して週三時、及び特別の課程(二年間)で週二時課すこととなつた。さらに、同二十五年の規則改正ではこれを予備の課程(二年間)で週二時、絵画科第一、二年を通して週二時、及び同科第三年の普通図画教員志望者の週二時課すことになつたが、同二十七年の規則改正に至つて予備の課程と絵画科第一年に課すことを止め、絵画科第二年における授業時数を四時に増した。同二十九年、西洋画科、図案科設置に伴う規則改正の後には新たに「遠近法」という科目が登場し、西洋画科第一、二年と日本画科第三年に週一時ずつ課すこととなり、一方「用器画法」は図案科第二年で週三時、絵画科、図案科第四年の普通図画教員志望者に週六時課すこととなつた。

右の諸科目の担当者は小島憲之、藤田文蔵、関野貞らである(巻末職員任免表参照)。特に小島は本校開校以来大正七年に死去するま